

自動車運送事業者 各位

四国運輸局 愛媛運輸支局

令和 7 年度整備管理者選任後研修の実施について

標記について、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条の 5、旅客自動車運送事業運輸規則第 46 条に基づき、下記のとおり実施することとしております。

つきましては、貴社営業所にて選任している整備管理者であって、研修対象者に該当する場合は、必ず出席させるようお願いします。

記

1. 研修対象者

道路運送車両法第 50 条第 1 項の規定により選任した整備管理者であって、以下のいずれかに該当する者

- (1) 整備管理者として新たに選任した者
- (2) 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

2. 研修実施日時及び場所

別紙 1 のとおり

3. 研修時間

3. 0 時間

4. 研修内容

- (1) 車両管理上必要な関係法令
- (2) 整備管理者の役割
- (3) 自動車の点検整備（日常点検・定期点検）の内容
- (4) 路上車両故障等の発生状況とその防止対策
- (5) 車両の整備管理の内容
- (6) 運転者等に対する指導教育（方法と実務）
- (7) その他整備や事故防止対策に関するお知らせ
- (8) 試問及び解説

5. 申し込み方法及び研修の注意事項

別紙 2 のとおり

6. その他 当日持参するもの

- (1) 整備管理者【選任後】研修資料 令和 7 年度版 （トラック協会会員を除く）
(四国運輸局のホームページに掲載する当該資料をダウンロードし、持参願います。)
- (2) 別紙 3 令和 7 年度 整備管理者選任後研修受講受付書
- (3) 身分証明書（運転免許証等）
- (4) 筆記用具

(問い合わせ先) 愛媛運輸支局 検査・整備・保安部門
電話 089-956-1561